

## 株式会社穴吹コミュニティ・株式会社穴吹建設 “ANABUKI エコポイント”の運用を再開

株式会社穴吹コミュニティ（代表取締役社長／豊田耕三、以下穴吹コミュニティ）および株式会社穴吹建設（代表取締役社長／眞鍋忠晴、以下穴吹建設）は省エネルギー住宅の普及促進および復興支援を目的とする「復興支援・住宅エコポイント制度、以下住宅エコポイント」が再開されることを受け、「エコ住宅の新築」および「エコリフォーム工事」を対象に両社独自で設定した”ANABUKI エコポイント”の運用を再開いたします。

なお、運用再開は「復興支援・住宅エコポイント制度」と同様に、新築は平成23年10月21日着工、リフォームは平成23年11月21日着工物件からの適用となります。

※前回の住宅エコポイント制度とは・・・

環境対応住宅の普及を目的に、2009年12月8日から2011年7月31日に建築着工したエコ住宅の新築工事や、同期間内に工事着手したエコリフォームについて、ポイントを発行するもの。発行されたポイントは、追加で実施するエコ住宅の新築工事やエコリフォームに充当させたり、商品券などとの交換が可能な制度。当初12月31日までが対象期間でしたが、想定を上回る申請があり、期間を前倒して7月31日で同制度は終了していました。

### “ANABUKI エコポイント”発行の経緯

日々環境意識が高まりつつある中、「すまい」という仕事を通し、「どのような形で地球環境への配慮や貢献ができるか」が両社の課題でもあります。両社独自に設けた”ANABUKI エコポイント”を多くの方々にご活用いただき、省エネルギー住宅の普及促進に寄与できればとの考えで”ANABUKI エコポイント”の発行及び運用開始に至っております。

### “ANABUKI エコポイント”概要について

政府が発行する住宅エコポイント発行の対象となる「エコ住宅の新築」および「エコリフォーム工事」を依頼していただくと、政府が発行するポイント数の50%にあたる“ANABUKI エコポイント”を発行させていただきます。この“ANABUKI エコポイント”は、穴吹コミュニティが取扱うハウスクリーニングサービス・各種商品および穴吹建設が施工するクロスの張り替えやキッチンほか住宅設備機器を新しくする場合などの追加リフォーム工事などの代金に充当していただけます。

■ “ANABUKI エコポイント” の発行対象エコリフォーム工事

- ◇窓の断熱改修工事。（ガラス交換、内窓の新設、窓交換）
- ◇外壁、屋根・天井または床の断熱改修工事。

※ 下記の工事は上記断熱改修工事と併せて行う場合に限り、“ANABUKI エコポイント” 発行対象となります

- ・ バリアフリー改修工事（手すり設置、屋内の段差解消、通路または出入口幅の拡張等）
- ・ 省エネ住宅設備の設置（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）
- ・ 耐震改修工事
- ・ リフォーム瑕疵保険加入

■ “ANABUKI エコポイント” の発行対象エコ住宅の新築工事

エコ住宅とは戸建て、アパート、マンション等で下記基準を満たした仕様の住宅のことです。

- ◇木造1戸建て住宅：平成11年度省エネ基準（省エネ等級4）を満たす住宅  
又は住宅事業建築主基準（トップランナー基準）を満たす住宅
- ◇木造以外の住宅：住宅事業建築主基準（トップランナー基準）を満たす住宅
- ◇木造の共同住宅：平成11年度省エネ基準（省エネ等級4）を満たす住宅  
又はエコポイント対象住宅基準（共同住宅等）を満たす共同住宅
- ◇木造以外の共同住宅：エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）を満たす共同住宅

ただし、ANABUKI エコポイント発行対象は専有面積 50 m<sup>2</sup>未満の住宅は除きます。

■ “ANABUKI エコポイント” のポイント利用対象工事

- ◇ 両社へ発注いただける工事を対象とし、エコリフォーム工事以外でもポイント利用が可能です。例えば、キッチンや浴室など設備機器の取り換え、照明器具やエアコン工事、外構工事、ハウスクリーニング等にもポイント利用が可能です。

■ “ANABUKI エコポイント” の発行ポイント数及びポイント上限

- ◇ 住宅エコポイント数の50%を発行。上限は1戸あたり150,000ポイント。1ポイントあたり1円換算とします。（耐震改修工事の場合は別途75,000ポイント加算）

■ “ANABUKI エコポイント” キャンペーン対象期間

平成24年10月31日までに政府認定「エコ住宅の新築」および「エコリフォーム工事」に着手した物件。“ANABUKI エコポイント”を利用する工事については、平成25年1月31日までにご契約いただいた工事が対象となります。（住宅エコポイントの運用に合わせて、短縮される場合があります。）

本リリースに関するお問い合わせ先

- |              |            |                  |
|--------------|------------|------------------|
| (株) 穴吹建設     | 広報担当：日下    | TEL：087-869-7291 |
| (株) 穴吹コミュニティ | 広報担当：河村    | TEL：087-812-2001 |
| (株) 穴吹工務店    | グループ広報室：岡本 | TEL：087-835-7123 |

※本リリースは、各社ホームページでもご確認いただけます

穴吹コミュニティホームページ⇒<http://www.anabuki-community.com/topics/>

穴吹建設ホームページ⇒ <http://www.anabuki-kensetsu.co.jp/>

穴吹工務店ホームページ⇒<http://www.anabuki.co.jp>